

ご利用料金

介護保険利用料

訪問看護

サービス区分	要介護 1～5	要支援 1～2
20分未満	314単位	303単位
30分未満	471単位	451単位
30分以上1時間未満	823単位	794単位
1時間以上1.5時間未満	1,128単位	1,090単位

※ 表示料金は利用者が負担する料金(介護保険の1割)です。1単位=10円で算出した概算料金です。

※ 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割～65歳以上の方については、原則2～3割負担となります。

訪問リハビリ

サービス区分	要介護 1～5	要支援 1～2
1回につき20分	294単位	284単位
40分	588単位	568単位
60分	795単位	—

医療保険利用料

利用できる保険	実際に支払う料金の割合
未就学児	月利用金額の2割
義務教育就学時～69歳まで	月利用金額の3割
70歳以上75歳未満	月利用金額の2割 3割(現役並み所得者)
75歳以上	月利用金額の1割(一般の所得者) 2割(一定以上の所得者) 3割(現役並み所得者)

※24時間、365日、緊急の場合の連絡に対応するための契約看護など、特別な医療処置を必要とする場合には料金体系が変わります。

※障害者総合支援法に基づく自立支援医療制度(精神通院医療、更正医療、育成医療)、小児慢性特定疾病、難病法による特定医療費助成制度、生活保護などの公費負担医療制度があり、対象者は利用金額が免除もしくは所得に応じた自己負担上限額が設定されており減額されます。

自費サービスの訪問看護

いちい訪問看護ステーションでは、下記の自費サービスも行っております。
自費サービスは、自由な意思決定に基づいてサービスを利用できます。



- 付き添い外出・旅行支援サービス
- 趣味・生きがい支援サービス
- 長・短時間訪問看護支援サービス
- 生活支援・介護予防サービス

事務所外観

アクセス



株式会社 YARUKA



利用時間／午前9:00～午後5:00

※24時間ご連絡いただける体制を確保しております。

訪問範囲／恵庭市、北広島市、千歳市、長沼町

診療日／月曜日～土曜日

〒061-1431 恵庭市有明町4丁目1番1号

TEL:0123-25-6313

FAX:0123-25-6314

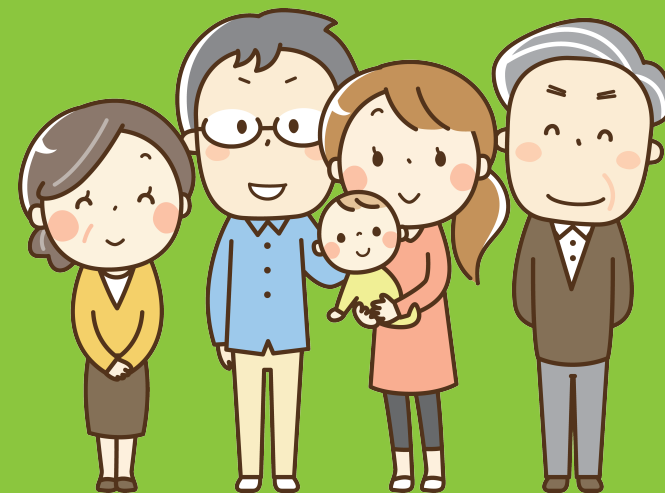
E-mail:info@yaruka.jp

<http://yaruka.jp>

小児・精神・神経難病・終末期対応



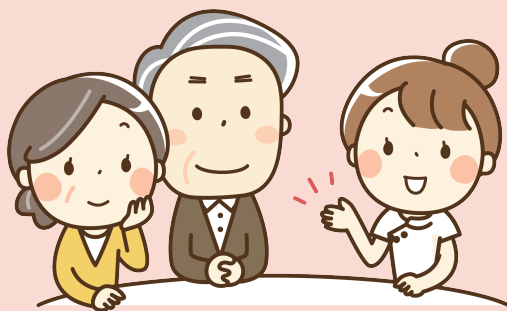
看護師が在宅療養生活をお手伝いします。
理学療法士等が自宅に訪問し、
個々に応じた専門的なリハビリをします。



医療・介護保険で利用できます。
お気軽にご相談ください。

株式会社 YARUKA

訪問看護とは？



訪問看護とは、訪問看護ステーションから、病気や障害を持った人が住み慣れた地域やご家庭で継続した療養生活を送れるように、看護師等（理学療法士、作業療法士）が生活の場へ訪問し、医師の指示に基づいて療養上のお世話、医療処置、ターミナルケア（終末期看護）、医療機器の管理、リハビリテーションといった各種支援を提供し、自立への援助を促し、療養生活を支援するサービスです。

訪問看護は、どんな人が受けられるの？

訪問看護を必要とする全ての方を対象とし、疾病・障害をもち療養をしながらご家庭で生活されている方が対象です。ご本人だけでなく、支えているご家族もサポートします。

訪問看護は何をしてくれるの？

かかりつけの医師と連絡をとり、病状や療養生活を看護、リハビリの専門家の目で見守り、適切な判断に基づいたケアとアドバイスで、24時間365日対応し、在宅での療養生活が送れるように支援します。



どうすれば訪問看護を受けられるの？

訪問看護は、医療保険や介護保険で受けることができます。かかりつけ医の「訪問看護指示書」が必要です。

医療保険の場合

まずは当訪問看護ステーションにご連絡下さい。

介護保険の場合

担当のケアマネージャーにご相談ください。

サービス内容

医療保険・介護保険の訪問看護

訪問看護ステーションでは、かかりつけの医師と連絡をとり、心身の状態に応じて以下のようなケアを行います。

健康状態の観察と助言



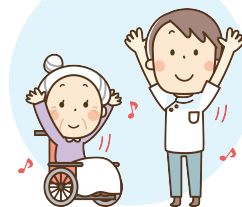
病気の状態、体調の変化、血圧、脈拍、体温などに異常がないかを観察し、必要なケアや助言を提供させていただきます。

日常生活の看護



清拭、入浴介助などの清潔保持や整容（爪切り・口腔ケアなど）、排泄（浣腸など）、食事や栄養に関するお手伝いをさせていただきます。

リハビリテーション



理学療法士等が個別リハビリを実施します。ご本人の状態を総合的に評価し、生活行為の向上・社会活動ができるように支援します。個々に応じたリハビリを40～60分実施します。

介護者の相談



看護（介護）に関する療養相談・福祉制度利用の相談や助言をさせていただきます。ご家族の不安や不満、悩み等を解決できるよう、寄り添った支援をさせていただきます。

医療処置と各種器械等の管理



かかりつけの医師と連絡を取り、各種器械の管理、床ずれの予防や傷の処置、点滴の実施、痰の吸引、人工肛門、胃ろう、在宅酸素、人工呼吸器、各種カテーテルの管理等をさせていただきます。

終末期の看護



癌や老衰など、ご自宅で安らかに最期を迎えることをご希望されるご本人とご家族が、安心して大切な時間を過ごせるように支援をさせていただきます。

認知症の看護



認知症の症状に対して、服薬管理、コミュニケーションの援助、事故防止のケアなど、ご家族の負担を軽減できるように生活の支援をさせていただきます。

その他



看護師による服薬管理、食事や水分量の確認及び助言、通院同行（自費）など、退院後の生活に不安がある方や、在宅療養についてお困りの事がある方のご相談も承っております。

お気軽にご相談下さい

- ✓ 血圧や血糖値を測定し、健康状態を主治医に伝えて欲しい。
- ✓ 病院受診の判断に困ることがある。緊急時や困った時に相談したい。
- ✓ 内服薬の仕分け、飲みやすいように管理、内服状況を確認して欲しい。
- ✓ 入浴介助や安全な入浴方法、皮膚のケアについて教えて欲しい。

- ✓ 便秘で困っているけど、どうしたらいいか相談したい。
- ✓ 退院後も入院中と同様に、個別リハビリを続けたい。
- ✓ 理学療法士等に介助方法のアドバイスを受けて、体の状態をみて出来ることを教えて欲しい。